

令和6年度 人権教育及び人権啓発施策（年次報告）の概要

◆ **根拠** 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第8条に基づき、前年度において各府省庁が取り組んだ人権教育・人権啓発の施策について国会に報告するもの

◆ **閣議日** 令和7年6月6日（金）

令和6年度における人権教育・啓発に関する主な施策

女性の人権に関する取組（P.14～21）

DVやセクシュアルハラスメントをテーマとする啓発動画の作成・配信、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間による相談体制の強化

人権侵犯事件数	令和4年	令和5年	令和6年
	430	383	331

トピックス 困難な問題を抱える女性への支援

いわゆる「女性支援新法」の施行による地域における支援体制の強化

- ・ 女性支援ポータルサイトの開設（厚生労働省）
- ・ 人権相談を通じた女性の支援機関との適切な連携（法務省）

こどもの人権に関する取組（P.2～4、7～9、22～39）

- ・ 児童の権利条約について分かりやすく解説した啓発冊子の配布、いじめや児童虐待等のこどもの人権問題をテーマにした啓発動画の配信、それらを活用した「人権教室」の実施等
- ・ 人権尊重の重要性・必要性について理解を深めるための「全国中学生人権作文コンテスト」の実施
- ・ 全国一斉「こどもの人権110番」強化週間、「こどもの人権SOSミニレター」、「LINEじんけん相談」等による相談体制の充実



啓発冊子



SOSミニレター

人権侵犯事件数	令和4年	令和5年	令和6年
	1,338	1,527	1,500

＜人権教育関係＞

学校における人権教育の充実、いじめ・暴力行為等に対する取組の推進、こどもの性被害に係る対策

トピックス 人権教育アーカイブの開設

トピックス 父母の離婚等に直面する子の利益を確保する観点からの親権・監護権に関する規律の見直し等について

- ・ 父母の離婚後の子の養育に関する民法等の規定の見直し（令和6年5月成立）
⇒離婚後も父母双方を親権者とすることを可能とする等、親権行使の規律整備
- ・ 民法等改正法の施行に向けて、関係府省庁等と連携し環境整備（法務省）

高齢者の人権に関する取組（P.40～43）

高齢者を含む全ての人の人権が尊重される社会の実現を訴える啓発動画の配信、社会福祉施設における相談体制の強化

人権侵犯 事件数	令和4年	令和5年	令和6年
	104	126	109

トピックス 新しい認知症観と地域での様々な取組（厚生労働省）

「認知症施策推進基本計画」（令和6年12月）・・・「新しい認知症観」

- ・ 認知症希望大使：当事者が希望を持って暮らしている姿を積極的に発信
- ・ 本人ミーティング：当事者同士がよりよい暮らし等について話し合う場

障害のある人の人権に関する取組（P.44～53、117～122）

障害者差別解消法について解説した啓発動画等、障害のある人を含む全ての人の人権が尊重される社会の実現を訴える啓発動画の配信、冊子の配布、シンポジウムの実施等、社会福祉施設における相談体制の強化



人権侵犯 事件数	令和4年	令和5年	令和6年
	134	180	211

シンポジウム

啓発動画

＜人権教育関係＞ 特別支援教育・障害のある人に対する支援の充実

部落差別（同和問題）に関する取組（P.54～57）

部落差別の解消を呼び掛ける講演会等の実施、啓発動画の配信、冊子の配布、差別を助長するインターネット上の書き込み等に対する削除要請の実施

人権侵犯 事件数	令和4年	令和5年	令和6年
	433 (414)	448 (430)	499 (475)

※（ ）内は、インターネット上の識別情報の摘示事案の件数。

アイヌの人々に関する取組（P.58～60）

アイヌの人々に対する国民の理解を促すためのインターネット広告の実施、アイヌの人々の人権に関する啓発動画の配信

人権侵犯 事件数	令和4年	令和5年	令和6年
	1	6	1

外国人の人権に関する取組（P.61～68）

共生社会の実現をテーマとしたシンポジウムの開催、ヘイトスピーチは許されないことを訴えるポスター等の活用、インターネット上のヘイトスピーチの解消に焦点を当てた啓発動画の配信やSNSによる定期的な情報発信、人権相談の多言語（約80言語）対応



人権侵犯 事件数	令和4年	令和5年	令和6年
	47	83	98

啓発動画

感染症に関連する人権問題に関する取組（P.69～72）

感染症に関連する偏見や差別の解消に向けた啓発冊子の配布、啓発動画の配信

人権侵犯 事件数	令和4年	令和5年	令和6年
	49	24	11

ハンセン病問題に関する取組（P.73～76）

元患者やその家族との協議を踏まえ、関係省庁と連携したシンポジウムの開催、啓発動画の配信等

人権侵犯 事件数	令和4年	令和5年	令和6年
	0	1	0

インターネット上の人権侵害に関する取組（P.82～87）

- インターネット上の誹謗中傷や性被害等の根絶を呼び掛ける啓発動画の配信、インターネット広告の実施
- 中高生及び保護者向け啓発冊子の配布
- 中学生等を対象に携帯電話会社と連携・協力したスマートフォン等の安全な利用に関する人権教室の実施
- 有識者検討会の取りまとめ（インターネット上の書き込みのうち削除されるべきものの基準等について法的に整理）を踏まえた削除要請の実施、プロバイダ事業者等との意見交換



啓発冊子



啓発動画

人権侵犯 事件数	令和4年	令和5年	令和6年
	1,721	1,824	1,707

トピックス 誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報に対処するための取組（総務省）

- いわゆる「プロバイダ責任制限法」を「情報流通プラットフォーム対処法」に改正
- 大規模プラットフォーム事業者に対する「対応の迅速化」「運用状況の透明化」の義務付け（令和7年4月1日施行）

性的マイノリティの人権に関する取組（P.93～96）

関係府省庁が横断的に連携し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を総合的かつ効果的に推進

- 性的マイノリティの人権問題を含めた職場における人権問題を解説した啓発冊子の配布、動画の配信
- 企業等の取組事例を紹介する投稿型特設サイトの運用

人権侵犯 事件数	令和4年	令和5年	令和6年
	9	26	12

トピックス 「ビジネスと人権」に関する我が国の取組

- 中小企業向けセミナー、取組支援セミナーの実施（経済産業省）
- 国際労働基準周知のためのチェックブックの発行（厚生労働省）
- 食品企業向けセミナーの実施や優良事例集の作成（農林水産省）
- 中小企業向けの取組事例集の作成、企業研修等への講師派遣等（法務省）



取組事例集

トピックス 職場におけるハラスメント防止対策の推進（厚生労働省）

- 事業主に対するハラスメント防止に向けた周知、助言指導等の実施
- 業界内のカスタマーハラスメントの実態把握、対応方針等の策定・発信までの支援を行うモデル事業をスーパーマーケット業において実施

特集 障害のある人に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた取組（P.117～122）

令和6年7月の旧優生保護法を憲法違反とする最高裁判所判決を受けた障害のある人に対する偏見や差別の解消に向けた政府の取組等を概観

1 旧優生保護法問題をめぐる主な動向（最高裁判決以降）

●「基本合意書」の締結（令和6年9月30日）

- ・ 優生保護法被害全国原告団、優生保護法被害全国弁護団及び優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会と国との間で締結
- ・ 優生保護法問題の全面的な解決に向けて原告団等と関係府省庁との協議の場を設置、継続的・定期的な協議を実施

⇒ 第1回旧優生保護法問題の全面解決に向けた協議（令和7年3月27日）

●一時金支給法を全部改正した「補償金等支給法」の施行（令和7年1月17日）

- ・ 前文に国会及び政府の謝罪について規定
- ・ 訴訟を起こしていない方も含めた幅広い被害者を対象
- ・ 補償金等の支給対象者が確実に請求を行うことができるよう、周知広報

2 障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画

- ・ 全閣僚を構成員とする「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部」において策定（令和6年12月27日）
- ・ 旧優生保護法の被害者や障害当事者からの意見聴取を重ねつつ検討し、政府全体で取り組むべき事項をまとめたもの
- ・ 主な柱は、「子育て等の希望する生活の実現に向けた支援の取組の推進」、「公務員の意識改革に向けた取組の強化」、「ユニバーサルデザイン2020行動計画で提唱された『心のバリアフリー』の取組の強化」

<法務省の主な取組>

- ・ 全国の法務局・地方法務局に対する旧優生保護法問題に関する研修
- ・ 旧優生保護法の歴史的経緯や被害当事者の声を取り入れた公務員への啓発
- ・ 障害当事者の参画を得つつ行う人権教室等の人権啓発活動

<文部科学省の主な取組>

- ・ 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ環境の整備
- ・ 障害のある人とない人が共にスポーツや文化・芸術活動を行う取組等

<厚生労働省の主な取組>

- ・ 障害のある人の希望を踏まえた結婚・出産・子育て支援に係る取組事例の周知

令和6年度における人権教育に関する施策【文部科学省関係】

学校における人権教育の充実（P.2）

- 学校、家庭、地域社会が一体となった総合的な取組や、学校における人権教育の指導方法の改善充実について実践的な研究を委嘱するとともに、人権教育に関する事例や資料を集約・発信するサイト「人権教育アーカイブ」の整備を行う「人権教育研究推進事業」や、学校における人権教育の在り方等について調査研究を行う「学校における人権教育の在り方等に関する調査研究」等を実施し、人権教育の推進を図った。

トピックス

「人権教育アーカイブ」の開設（P.3～4）

- 国連「人権教育のための世界計画」などの国際的潮流、到来しつつある Society 5.0 時代、相次ぐ個別的な人権課題に関する立法措置など、学校における人権教育の重要性はますます高まっている。
- 個別の人権課題の指導に当たっては、関連法規等に表れた考え方の正しい理解や、新たな偏見や差別を生み出すことの無いような十分な配慮等が求められる中、教員が指導に難しさや不安を感じるなど、人権教育の推進に課題を抱える学校も存在。
- こうした状況を踏まえ、文部科学省では、あらゆる学校、教員等が人権教育に取り組みやすい環境の整備を図るべく、人権教育に関する事例や資料を集約・発信するサイト「人権教育アーカイブ」を令和7年3月に開設した。

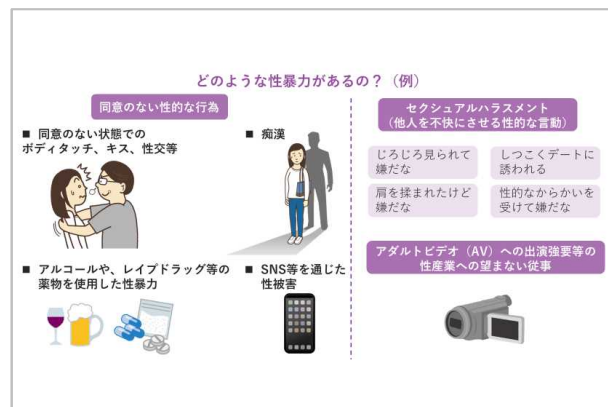
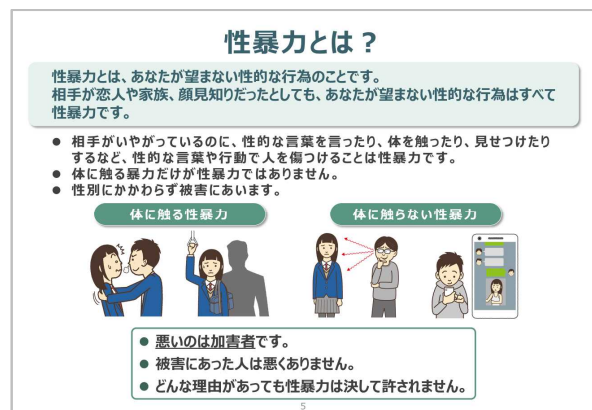
いじめ・暴力行為等に対する取組の推進（P.26～28）

- 問題を抱える児童生徒への適切な相談等の支援のためスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等の教育相談体制の整備への支援や、スクールガード・リーダーの配置への支援、「24時間子供SOSダイヤル」の整備、地方公共団体へのSNS等を活用した相談体制の整備への支援等、総合的な取組を推進。
- 令和6年8月に改訂した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」において、いじめの重大事態の発生を未然に防止するために必要な取組等を示した。

こどもの性被害に係る対策（P.31～34）

- 生命（いのち）を大切にし、こどもたちを性暴力の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命（いのち）の安全教育」の教材・指導の手引き等を作成し、令和3年4月に公表。令和4年度は動画教材や教員向け研修動画の公表を行い、令和4年12月には生徒指導提要の改訂において、性犯罪・性暴力に関する対応について生徒指導の観点から整理し、課題未然防止教育として、「生命（いのち）の安全教育」を実施する旨が明記された。令和5年度は学校現場での実践をより後押しするため、実践事例集の公表や全国フォーラムの開催を行い、「生命（いのち）の安全教育」の全国展開を図った。

【「生命（いのち）の安全教育」教材、啓発資料】



- 令和3年5月に成立した「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」に定められた施策を総合的かつ効果的に推進するため、基本的な指針を令和4年3月に策定。また、同法が定める特定免許失効者等に関するデータベースに係る規定の施行に合わせ、令和5年3月に通知を発出し、運用に係る注意事項や、児童生徒性暴力等の防止等のために学校及びその設置者が行うべき主な対応を改めて周知。また、教育委員会や学校における教員に対する研修や意識啓発の取組がより効果的なものとなるよう、令和4年度には、啓発動画や研修用動画、好事例集等を作成・公表。

特別支援教育・障害のある人に対する支援の充実（P48～49）

- 障害のあるこども一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を受けられるよう、多様な学びの場を整備。いずれの場においても、障害のあるこどもと障害のないこどもが可能な限り共に教育を受けられるように条件整備を行うとともに、交流及び共同学習を推進。
- 障害者の生涯学習の支援推進のため、調査研究による現状分析・課題整理に基づき、市町村や民間団体、大学等の多様な主体による障害児者の生涯学習プログラムの開発や、都道府県が主体となる持続可能な体制整備等に関する実践研究を実施。これらの成果の普及や障害に関する理解の促進等を目指した「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」を開催。

ハンセン病問題に関する教育・啓発活動（P.73～76）

- 関係省庁間の連携の下で一体的な施策を進めるため、令和6年度も、各学校設置者に対して、厚生労働省作成の中学生向けパンフレット「ハンセン病の向こう側」や法務省作成の人権啓発動画・冊子、国立ハンセン病資料館の講師派遣などハンセン病に関する教育に有用な資料等の活用を法務省、厚生労働省との連名通知により要請。
- 独立行政法人教職員支援機構が実施する人権教育推進研修等において、専門的知見を活用して組織的な取組等を推進する人材の育成を行っているほか、同機構が提供する校内研修用の動画コンテンツの一環としてのハンセン病問題に係る講義動画について周知を図るなど、各学校設置者に対するハンセン病問題に係る情報提供や、指導者の育成及び資質向上の支援等を実施。

性的マイノリティに関する人権（P.93～96）

- 性的マイノリティの児童生徒等へのきめ細やかな対応に資するよう、関連通知や教員向けパンフレット等により学校における適切な教育相談の実施等を促したほか、各都道府県教育委員会等の人権教育担当者を対象とした会議や独立行政法人教職員支援機構が実施する人権教育推進研修、大学等の教職員が出席する会議等での周知等の取組を推進。また、令和4年12月に公表した改訂版生徒指導提要において、性的マイノリティに関する項目を新設。
- 令和5年6月に、理解増進法の成立・施行を踏まえ、本法律の趣旨や、文部科学省における性的マイノリティの児童生徒等への対応に関する取組について、教育委員会や大学等に周知を行った。